

行政相談20240222
資料2

原子力機構の組織改正について

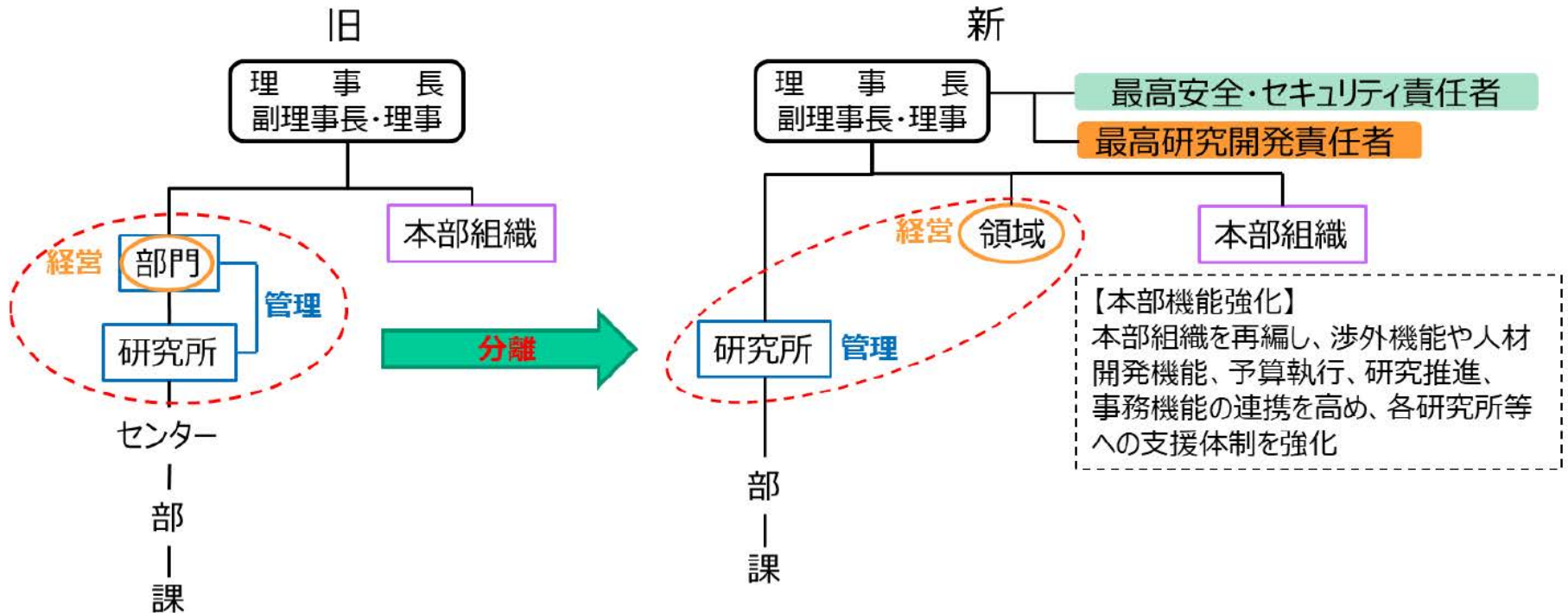
2024年2月22日

日本原子力研究開発機構

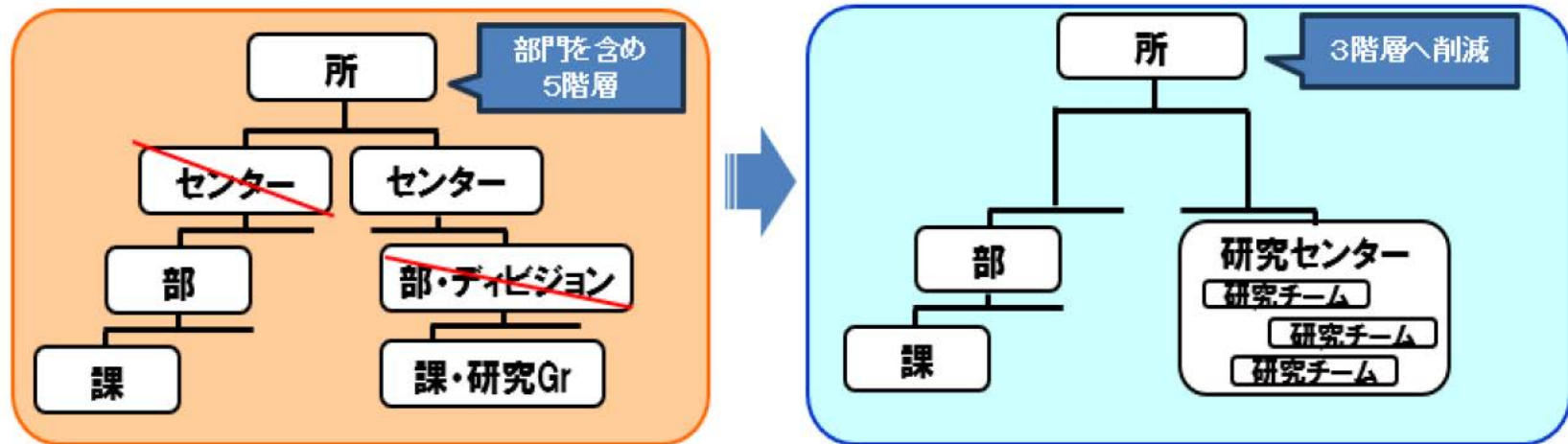
研究開発機関として掲げた新たなビジョン『「ニュークリア×リニューアブル」で拓く新しい未来』を達成するため、政策や重要事項を議論・決定する事業戦略機能と、実施すべき課題を各研究所単位で効果的かつ着実に遂行する事業推進機能を明確化・強化した組織体制への見直しを行う。

上記の趣旨を踏まえ、次ページ以降の見直しを令和6年度から実施し、機構職員等が自らの役割を明確に認識して責任を全うできる環境を整備し、人の成長を促すことのできる体制を構築する。

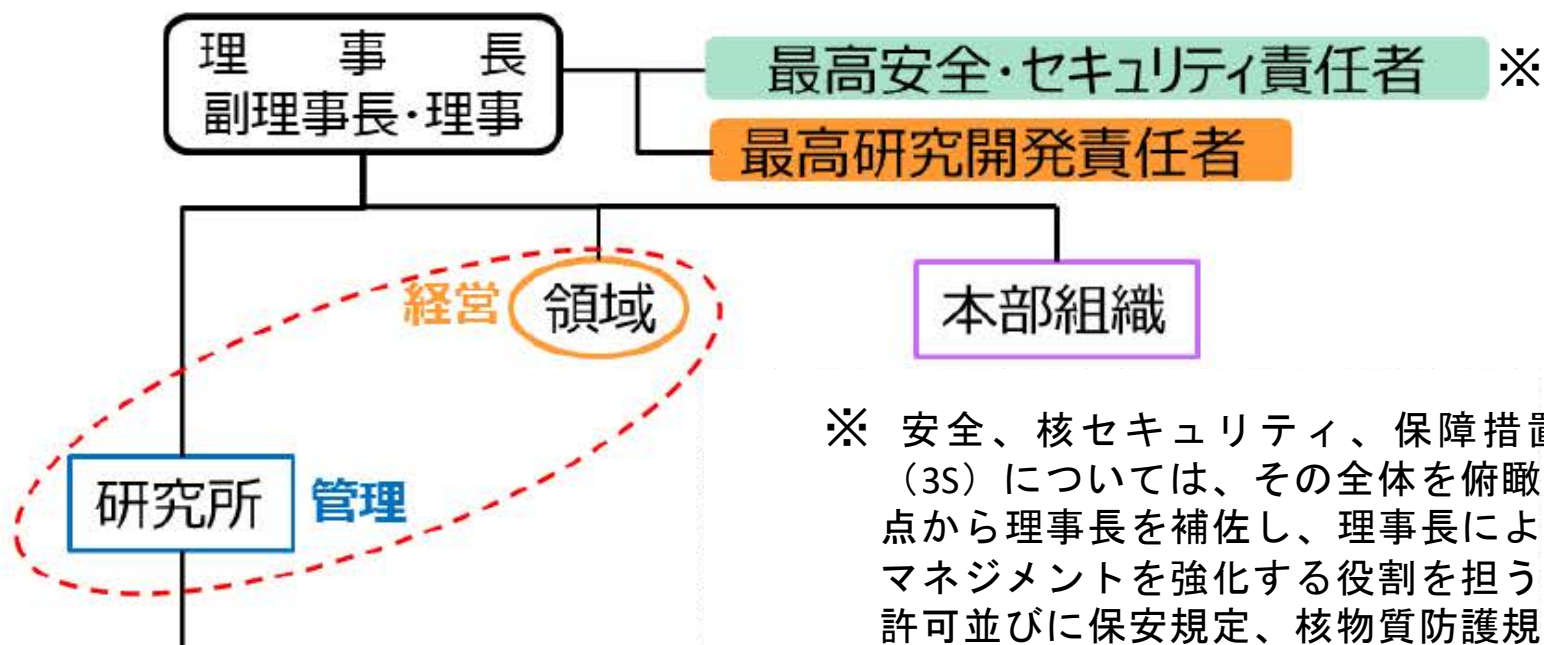
- 理事を部門長とする部門制(研究開発部門)を廃止し、理事は経営としての監督責任を担い、理事長及び副理事長を補佐し、理事長が指定する機構業務を掌理する。
- 拠点所長にはリソース(予算・人材)配分、体制整備その他拠点における全ての権限が付与され、拠点所長が各拠点の業務執行管理の責任を担う体制として、付与された権限に基づき自拠点の業務執行を管理し、安全確保及び成果創出を果たす責任を持つ。



- 現在部門を含めて5階層ある組織階層構造(部門、拠点、センター、部、課)を多くとも3階層(拠点、部、課)まで削減し、拠点所長に自拠点の業務執行管理の責任があることを明確化するとともに、意思決定の階層の削減により、拠点所長による所内の最終決定までのプロセスを短縮する。
- 業務スパンを拡大し、縦割り解消や業務効率化を図るため、組織の統廃合も併せて行う。

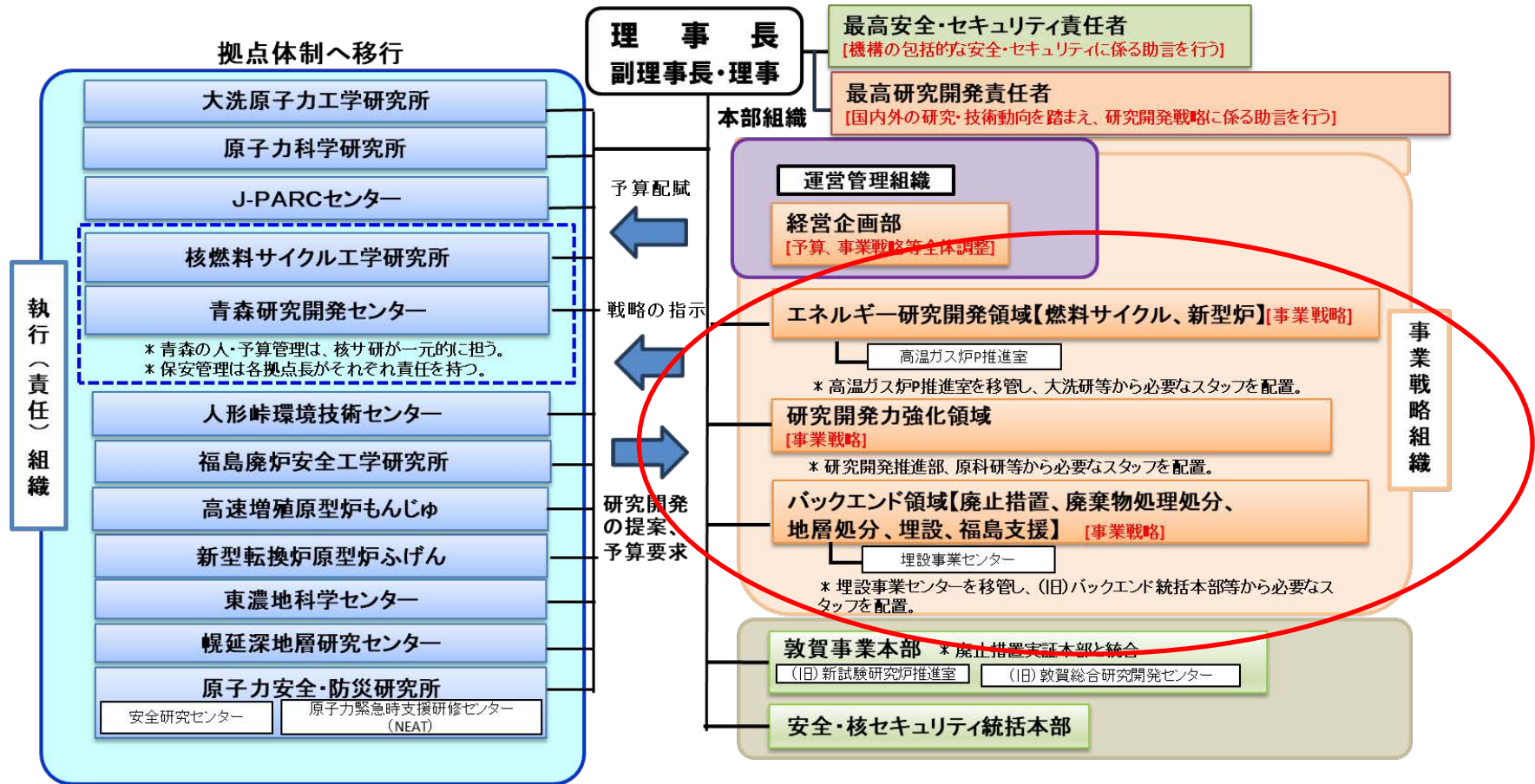


- 安全最優先の体制をさらに強化するため、「最高安全・セキュリティ責任者」を新設し、安全、核セキュリティ、保障措置、情報セキュリティ、経済安全保障など機構の包括的な安全・セキュリティに係る理事長への助言を行う。
- 研究開発戦略機能の強化を行うため、「最高研究開発責任者」を新設し、国内外の研究・技術動向を踏まえ、研究開発戦略に係る助言を行う。
- これらは、機構内の規則により理事長が設置する。

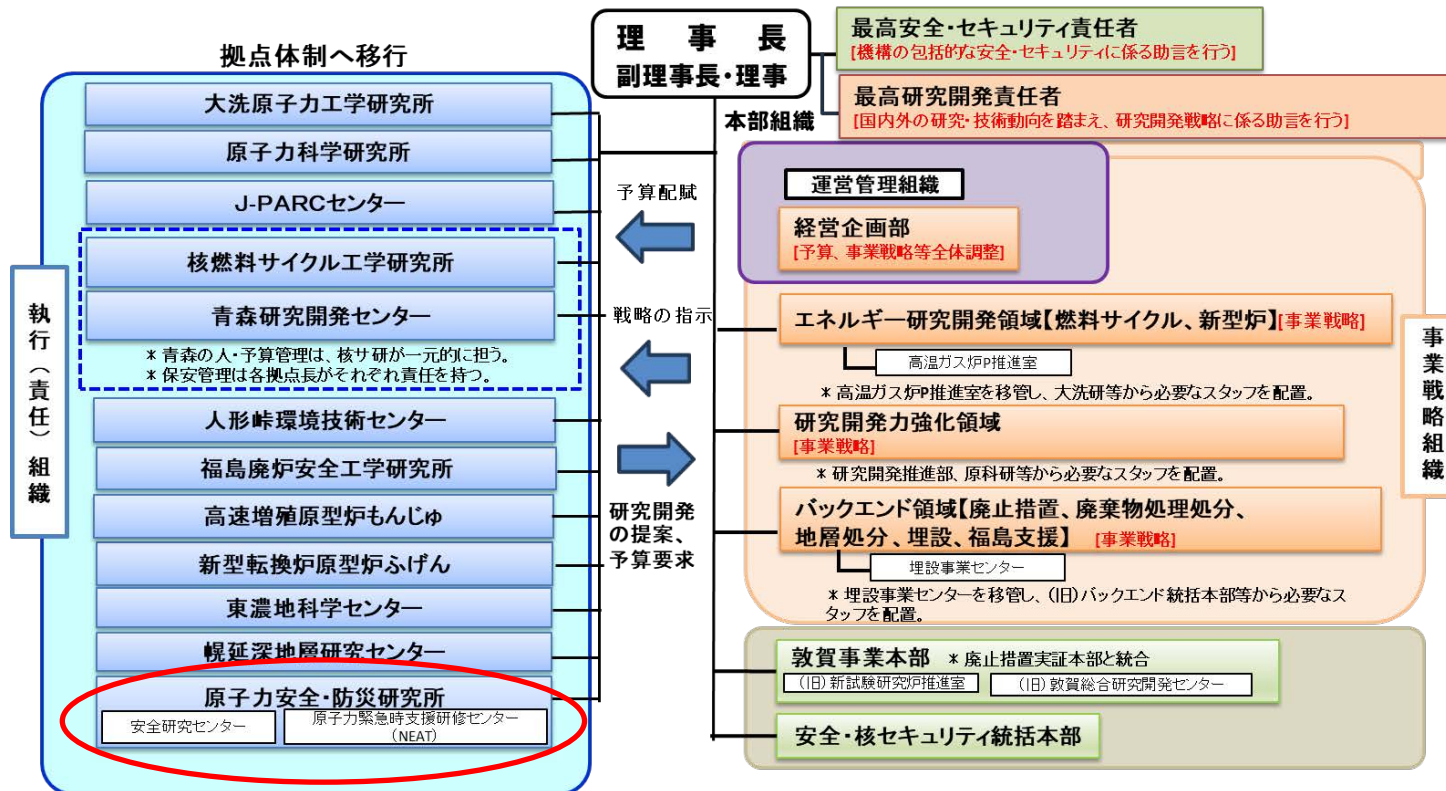


※ 安全、核セキュリティ、保障措置・計量管理（3S）については、その全体を俯瞰して経営的視点から理事長を補佐し、理事長による3Sのトップマネジメントを強化する役割を担うものとして、許可並びに保安規定、核物質防護規定及び計量管理規定には位置付けない。

- 「エネルギー研究開発領域」、「研究開発力強化領域」、「バックエンド領域」の3つの「領域」(領域長は理事)を設置し、領域長が各領域の事業戦略や新たなスキームに係る経営方針を示し、各拠点長と連携のもと拠点間の総合調整を行うことで組織横断的な研究開発事業を推進する。

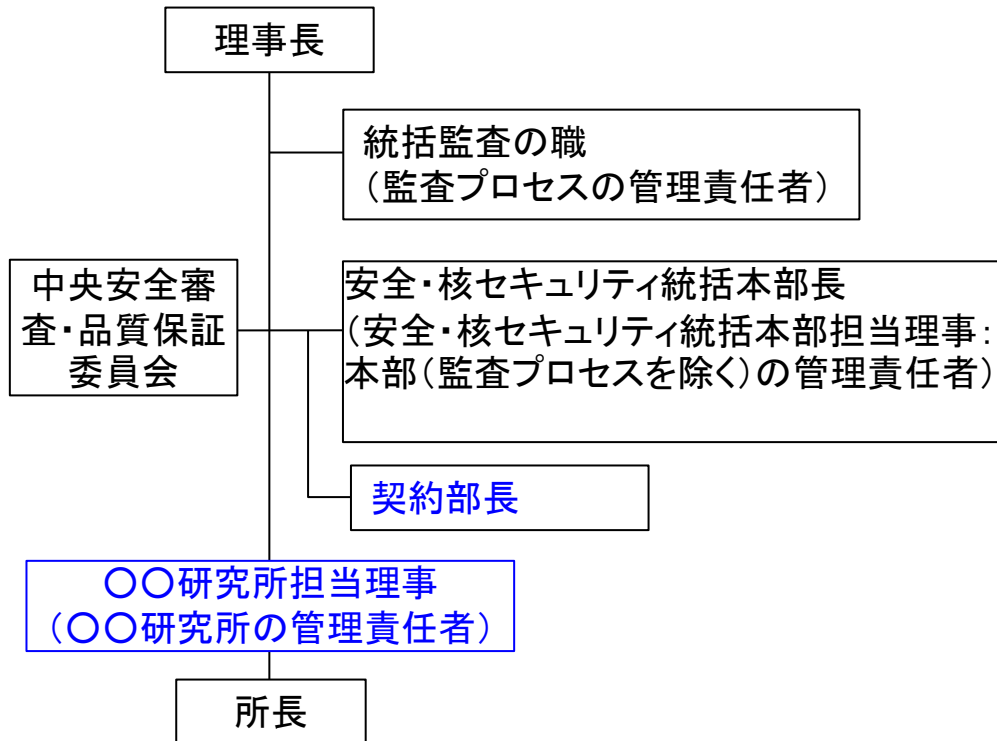


- 安全研究・防災支援部門は、原子力安全・防災研究所に改組され、安全研究センター、原子力緊急時支援研修センターを所管する。
- 同研究所は、原子力規制委員会の外部の技術支援機関(TSO)としての機能を有する組織として、実効性、中立性及び透明性を確保しつつ業務を実施する。なお、TSOと新設する3つの「領域」との関係は、他の拠点と同様である。

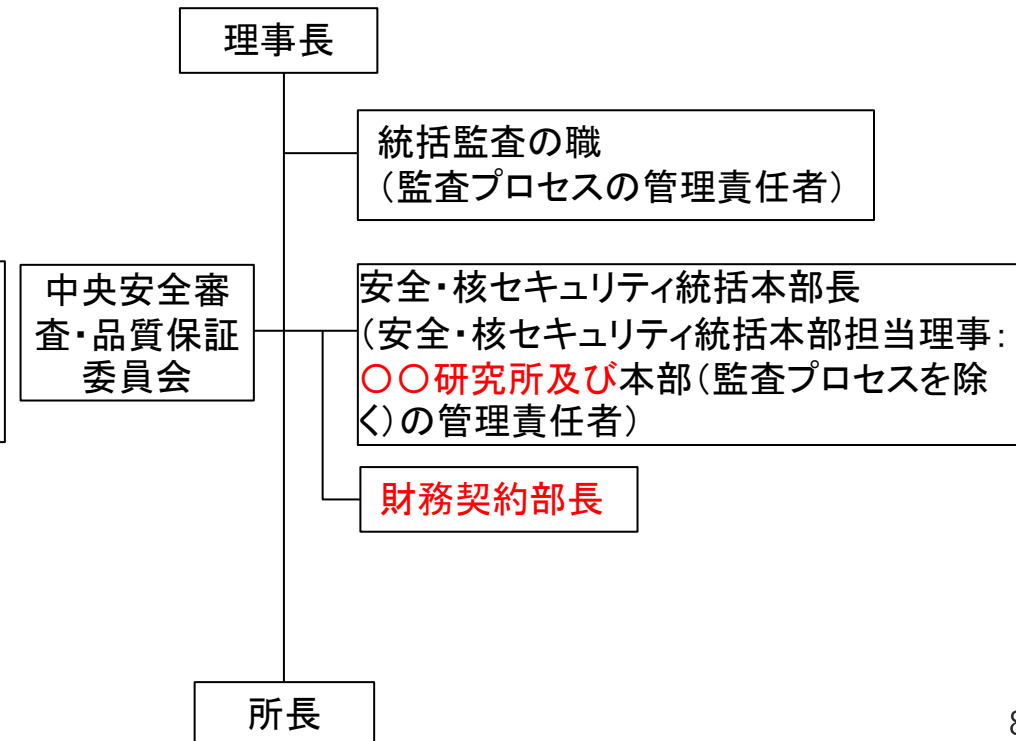


- 拠点の原子力施設の保安に係る業務を統理する拠点担当理事が担っていた管理責任者を、機構全体で一元化し、本部(監査プロセスを除く)の管理責任者とともに安全・核セキュリティ統括本部担当理事が担う。
- 安全・核セキュリティ統括本部担当理事は、安全・核セキュリティ統括本部長を担い、安全・核セキュリティ統括本部の業務に加えて、全ての拠点の原子力施設の保安に係る業務を統理する。

<変更前>



<変更後>



今後のスケジュール

- ・保安規定の変更認可申請及び認可希望時期については、現在調整中である。
- ・保安管理組織以外の組織改正(最高安全・セキュリティ責任者の設置を含む。))は、令和6年4月1日を予定している。
- ・保安管理組織の組織改正は保安規定等の認可後に行う。